

2023（令和5）年12月21日

浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて

浄水場技能職員の夜間勤務体制については、施設設備の監視・管理強化により運転の安定性が向上し、令和元年11月の総合水運用センター導入から3年が経過して当初に比べて緊急出動が減少している状況などから、令和4年11月に、より効率的な業務運営体制とすべく、「宿直制度」の導入について労働組合に提案し、これまで協議を続けてきましたが、現在においても課題があるとして合意に至っていない状況となっている。

こういった状況下にある中で、技能職員の人員減少や、現行の夜間業務（弁栓台帳類の作成等の完了など）を考慮すると、現在の交替勤務制度を継続することが難しい状況にあり、その打開策の一つとして、宿直制度とは別の新たな変形労働時間制「シフト制度（案）」について、令和5年6月に労働組合から提示がされ、当局において検討を行ってきたものである。

新たな変形労働時間制については、夜間休日における異常時の対応を、これまでと同様に維持することができることや、技能職員全員に導入することで、技能職員の多能工化の促進が図られることなどから、有効な体制の一つであると考えている。

このようなことから、令和6年度の浄水場技能職員の夜間・休日体制について、現行の交替勤務制度を廃止し、新たな変形労働時間制を暫定措置として導入してまいりたい。

1 令和6年度の浄水場における新たな変形労働時間制

(1) 対象所属及び対象職員

- ・ 対象所属：柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び施設保全センター
- ・ 対象職員：対象所属の技能職員

(2) 人員体制

配置職員数：各所属2名

(3) 労働時間

- ・ 1か月単位の新たな変形労働時間制を採用し、所属ごとに勤務日等を割り当てる。
- ・ 職員ごとの勤務日等の指定は、場長又は所長が当該月の前月末日の3日前までに本人に通知する。（指定した勤務日等は、特に必要と認める場合を除いて変更は認めない。）

(4) 勤務時間（休憩時間）及び引継ぎ時間

昼間勤務 8：45～ 17：15（12：15～13：00）

夜間勤務 16：45～翌9：15（19：00～19：30 または 19：30～20：00）
（5：30～6：00 または 6：00～6：30）

引継ぎ時間 16：45～17：15
8：45～9：15

(5) 実施年月日

2024（令和6）年4月1日 から 2025（令和7）年3月31日まで